令和５年３月２日（木曜日）午前９時　開議

１　出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

１　番	――――――――	２　番	廣瀬隆博君
３　番	乾　豊君	４　番	若山隆史君
５　番	藤墳　理君	６　番	――――――――
７　番	中村ひとみ君	８　番	安田　功君
９　番	角田　寛君	10　番	木村千秋君
11　番	後藤省治君	12　番	富田栄次君
13　番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

２　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀　靖君	都市計画課長	小森俊宏君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	藤江和明君
会計管理者兼会計課長	北村嘉彦君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田　満君	学校教育課長	藤塚正博君
生涯学習課長	川瀬桂一郎君		

３　職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

４　議事日程

日程第１　諸般の報告

日程第２　議第12号　令和５年度垂井町一般会計予算

議第13号　令和５年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第14号　令和５年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第15号　令和５年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第16号　令和５年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第17号　令和５年度垂井町介護保険特別会計予算
議第18号　令和５年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第19号　令和５年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算

日程第３　議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（１）垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正
（２）垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正
（３）垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正
（４）垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正

議第６号　垂井町巡回バス運行条例の一部改正について
議第７号　垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議第８号　垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第９号　垂井町国民健康保険条例の一部改正について
議第10号　町道路線の認定について
議第11号　指定管理者の指定について

日程第４　議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）
日程第５　議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第６　議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）
日程第７　議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第８　議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）

５　本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時05分　開会

○議長（富田栄次君）　これより令和５年第２回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

なお、飛沫感染防止対策を講じています演壇、質問席及び議長席においては、マスクを外しての発言を可としております。御理解を賜りますようお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から17日までの16日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしておりましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、３番　乾豊君、５番　藤墳理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第１　諸般の報告

○議長（富田栄次君）　日程第１、諸般の報告を行います。

令和５年１月31日付で、江上聖司君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたので報告いたします。

閉会中に陳情等３件及び検査結果の報告が２件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前９時07分　休憩

午前９時13分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

日程第２　議第12号　令和５年度垂井町一般会計予算

議第13号　令和５年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第14号　令和５年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第15号　令和５年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第16号　令和５年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第17号　令和５年度垂井町介護保険特別会計予算

議第18号　令和５年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第19号　令和５年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算

○議長（富田栄次君）　日程第２、議第12号　令和５年度垂井町一般会計予算から議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　本日、令和５年第２回垂井町議会定例会が開会され、令和５年度予算案並びに関連諸議案について審議をお願いするに当たり、町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと思います。

まず初めに、平成31年４月に私が町長として重責を担わせていただいて以来、早いものでこの４月で任期満了を迎えることと相なりました。答えは机上ではなく現場にある。町長室にとどまらず、現場に多く出かける。これを職員にも多くの機会で伝えてまいりました。４年間の間に、高齢者の方々、移住をされた方、子育て世代の方、起業、創業を考えている方など、多くの方々の町に対する思いや御意見をお聞かせいただきました。この場をお借りいたしまして、御参加いただきました多くの皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

その中で、どの方々もそれぞれのお立場と経験から、人口減少や産業構造の変化、災害への不安や対策といったことへの思いを真剣にお話いただき、自らの生活やそこから生まれる環境について考えて、実行に移していることも分かったところでございます。そしてこれまでも、またこれからも、私は多くの方々の身の回りのよき環境づくりのために、来月に執行予定の町長選挙への出馬の決意をさらに強めたところでございます。

さて、内閣府が発表いたしました令和５年２月の月例経済報告によりますと、景気はこのところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されると発表されました。しかし、我が国の景気を下押しする要因はこれからも存在し、物価の上昇や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があるとされております。

一方、国会では、昨年の６月７日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022で、中長期的な課題に対応しつつ、コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長とその果実が隅々まで行き渡る成長と分配の好循環を早期に実現する。少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等、子供を取り巻く状況も深刻で待ったなしの課題である。このため、こども家庭庁を創設し、子供政策を推進する体制の強化を図り、常に子供の最善の利益を第一

に考え、子供に関する取組、政策を我が国、社会の真ん中に据えていくとされております。

しかし、防衛力の抜本的強化に必要な一部財源を確保する特別措置法案が国会に提出されており、子育てと防衛のシーソーが揺れております。令和５年度では、これらの国の動向に注意しつつ、財源の確保と歳出の抑制を今まで以上に意識しながら、垂井町のまちづくりの羅針盤であります垂井町第６次総合計画に基づいて各種施策を展開いたします。計画は、平成30年から令和９年までの10か年計画でございますが、令和５年度からは後期基本計画が新たにスタートいたします。後期基本計画では、３つの施策を重点戦略に位置づけております。

重点の１つ目は、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりであります。少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれる町を目指してまいります。重点の２つ目は、ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの推進による便利で快適なまちづくりであります。行政、暮らし、産業などの様々な分野において、ＤＸの推進により本町の価値を高め、全ての人にとって便利で快適な町を目指してまいります。重点の３つ目は、次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりであります。人口規模や財政状況に適した見直しを進め、次代に引き継げる持続可能なまちづくりを目指してまいります。

以上が総合計画の後期基本計画における重点施策でございますが、予算の概要につきましては、第６次総合計画の７つのまちづくりテーマに沿って、重要施策を御説明申し上げます。

まず第１のテーマは「協働」であります。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

１－１．協働では、新年度におきましては、引き続き地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などにも取り組んでまいります。

あわせて、提案型協働事業を継続し、地域の多様な課題解決に向けた取組を進めてまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて、自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報広聴活動といたしましては、広報「たるい」やホームページの充実を行ってまいります。

そのほか、町民の皆様と直接対話するたるい未来トークを開催してまいります。

１－２．人権では、町内に多数存在する日本語が不自由な方のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するとともに、新年度では、新たに住民の多国籍化に対応するため、多言語ユニバーサル情報配信ツールを導入し、多文化共生事業を進めてまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権教育・啓発に関する事業を継続して進めてまいります。

次に、第２のテーマ「安全・安心」であります。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

２－１．防災・減災では、新年度におきましては、引き続き防災行政無線の伝達多重化を図

るため、ＬＩＮＥや防災アプリを活用した放送内容の発信や戸別受信機の販売を行ってまいります。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策用資機材をはじめとした災害備蓄品の整備、自主防災組織防災資機材購入費の助成及び防災士の育成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて、災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてまいります。

あわせて、岩手分団の消防ポンプ自動車、宮代分団の小型動力ポンプをそれぞれ更新し、消防設備の充実に取り組んでまいります。

また、建築物の耐震診断や耐震補強への支援も引き続き行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めてまいります。

２－２．生活安全では、新年度におきましては、引き続き犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などが設置いたします防犯カメラ等の設置費用を助成いたします。

また、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置など、交通安全対策の取組を進めてまいりますとともに、公衆街路灯の設置やＬＥＤ化を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

そのほか、通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援を行うとともに、新年度では、新たに小・中学校保護者連絡システムを導入し、学校防犯体制の強化も図ってまいります。

次に、第３のテーマ「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

３－１．土地利用では、新年度におきましては、引き続き（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業を進めてまいります。

あわせて、都市再生整備計画事業の実施を進めるとともに、庁舎周辺における土地利用の方向性について検討を進めてまいります。

また、土地１筆ごとの正確な筆界確認や地図作成に向け、地籍調査事業につきましても継続して進めてまいります。

３－２．道路では、道路改良、舗装改良、路側改良事業の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。

また、国道の４車線化や県道の改良を促進するため、関係機関並びに関係市町に要望や働きかけを継続してまいります。

そのほか、橋梁事業、橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じて補修にも取り組んでまいります。

３－３．地域公共交通では、新年度におきましては、巡回バスの利便性の向上を図るため、新たに親子パス事業及び１日乗車券事業を実施するとともに、今後も民間事業者と連携を図りながら、地域公共交通の形成に取り組んでまいります。

あわせて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性の向上を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

また、垂井駅自由通路橋南口エスカレーターの老朽化に伴う改修を行ってまいります。

そのほか、ＪＲ東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも引き続き努めてまいります。

３－４．公園では、新年度におきましては、朝倉運動公園の再整備に向け、官民連携による公園整備の可能性について調査を行うとともに、都市公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいります。

あわせて、利用者の声を生かした公園づくりにも努めてまいります。

３－５．空き家等対策では、引き続き相談会の開催や空き家バンクの運用など、総合的な空き家等の対策を推進してまいります。

３－６．上水道では、簡易水道事業を水道事業に統合し、事業の経営基盤の強化並びに経営の健全性の向上を図り、将来にわたり安定的な運営の継続に努めてまいります。

また、安全で安定した水の供給を行うため、引き続き水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など配水管網の整備、更新とともに、管路の耐震化にも積極的に取り組んでまいります。

３－７．下水道では、継続事業として、公共下水道事業計画区域内における管網整備を行うとともに、引き続き浄化センター水処理施設増設事業を推進するなど、公共下水道事業の推進に取り組みます。

また、令和６年度の下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続し、新年度におきましても、例規整備や財務会計システムの整備などを引き続き行ってまいります。

あわせて、浄化センター及び農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

３－８．環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取組を進めるとともに、エコドームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、炉内耐火物改修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら、今後とも安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

そのほか、カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備などの設置費用の補助や環境に配慮した公用車の導入を進めてまいります。

次に、第４のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは、魅力的な産業により交流が活発な活気あふれる町を目指してまいります。人口減少社会を迎え、地域産業の持続的な発展を図るため、新年度におきましても、人づくりと土台

づくりを目的とした事業を引き続き展開し、本町のさらなる活性化を目指してまいります。

４－１．商工業では、引き続き優良企業の誘致に取り組むため、町内に工場の新設、増設をされた企業に対して交付いたします工場等設置奨励金につきましても取り組んでまいります。

また、起業意欲のある方や中小企業等に対し、事業の相談や実装について伴走型で支援を行うとともに、セミナーの開催やプレスリリースへの支援などを行い、本町を起点としたビジネススタイルの確立を図ってまいります。

そのほか、引き続き産業振興を図るため、ＳＤＧｓを意識したたるいＳＤＧｓマルシェ事業を展開するとともに、商工会事業への支援も行い、町のにぎわいを創出してまいります。

あわせて、勤労者や離職者への支援なども継続して行ってまいります。

４－２．観光では、ウイズコロナを見据え、広域的な戦国武将観光推進事業として、関ヶ原合戦など戦国観光資源を活用した観光プロモーション事業を展開してまいります。

また、観光客の受入体制を充実させるため、引き続き観光ボランティアガイドの養成を行ってまいりますとともに、町内のにぎわい創出のため、住民主体において運営するイベントに対する助成や観光協会への支援などにも取り組んでまいります。

あわせて、ハイキングコースなどの観光施設の整備も進めてまいります。

４－３．農業では、水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理事業による担い手への農地の集積、集約を推進し、高性能農業機械導入事業をＩＣＴ農業の推進を新たに視点に加えながら継続して取り組んでまいります。

あわせて、有害鳥獣による農作物等の被害を防止、低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を継続して実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地、農業用水等の保全管理の取組を支援する多面的機能支払事業などにつきましても、継続をして実施してまいります。

また、農業の生産性の向上を図るため、かんがい排水事業や農地整備事業を実施してまいりますとともに、ほ場整備事業につきましては、栗原地区の事業完了に伴う換地処分を行うとともに、平尾地区におきましても、土地改良区の設立など順次事業を進めてまいります。

あわせて、防災の観点から、老朽化ため池の保全や廃止にも取り組んでまいります。

さらに、農林漁業者が生産、または採取した農林水産物の付加価値を高め、収益性の向上につなげるため、農林水産物６次産業化支援事業への補助金も継続してまいります。

４－４．林業では、町の豊かな自然に子供の頃から親しみを持ってもらい、ふるさとへの愛着を持ってもらえるよう、町内の森林を活用した木育体験イベントを引き続き開催するとともに、森林経営管理に関する意向調査についても引き続き実施してまいります。

また、林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など一般造林事業も行ってまいります。

あわせて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

第５のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「全ての住民が笑顔になれる優しさにあふれるまち」を目指してまいります。

５－１．子育てでは、保健センターで実施しております子育て世代包括支援センター運営事業において、引き続き妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。

また、働く親の支援といたしまして、認定こども園や留守家庭児童教室等の充実に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

特に新年度におきましては、子育て世代の経済的な支援を行うための出産子育て応援給付金給付事業及び双子、三つ子等の多胎育児者を支援する多胎家庭支援事業を実施いたします。

そのほか、保護者の負担を軽減するため、こども園におけるおむつ持ち帰りを廃止いたします。

留守家庭児童教室においては、毎週土曜日、東小学校留守家庭児童教室で集中開室することにより利用者のサービス向上に努めてまいります。

また、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所いずみの園やことばの教室も継続してまいります。

そのほか、子育て支援センター、一時的保育及び児童手当支給などの各種事業を継続するとともに、子供・家庭総合支援拠点を設置し、援助を必要とする子供・家庭への支援体制を強化してまいります。

さらに、妊産婦健康診査費の助成、乳幼児健康診査などにつきましても継続するとともに、新年度では、新たに保険適用の不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための助成を実施してまいります。

５－２．高齢福祉では、引き続き在宅の高齢者に対し、紙おむつの購入に要する経費の一部を助成し、在宅介護の負担軽減を図ってまいります。

そのほか、高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対する助成を実施してまいります。

あわせて、老人クラブへの支援やふれあい長寿フェアの開催、長寿者褒賞事業など長寿をお祝いする事業なども展開するとともに、新年度では、新たに地域社会の発展に貢献された高齢者の方々に対する敬意を表するため、長寿お祝い商品券発行事業を実施してまいります。

また、介護予防・生活支援事業や老人福祉センターの運営につきましても、引き続き進めてまいります。

次に、介護保険といたしましては、第８期介護保険事業計画に基づき制度の適正な運営を進め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、また引き続き、ひとり暮らし老人等緊急通報システムにより自宅での事故等に24時間365日、専門のオペレーターによる相談体制の整備を図るなど各種の取組を進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実に向けた取組を進めてまいります。

５－３．障がい福祉では、障がい者の方の福祉の増進を図るため、新年度におきましては、

福祉事業所けやきの家利用者の利便性向上を図るため、新たに送迎サービスを導入いたします。

また、引き続き、障害福祉サービス費等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療費等事業、障害児施設給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業なども実施してまいります。

５－４．健康・医療では、健康相談、健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、積極的勧奨となりました子宮頸がんワクチンにつきまして、接種率の向上に向けた取組を進めるとともに、積極的呼びかけを中止しておりました間の世代へのキャッチアップ接種を進めてまいります。

あわせて、各種予防接種や各種がん検診など、疾病予防対策に向けた取組につきましても進めてまいります。

また、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても、引き続き実施してまいりますとともに、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を不破郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し、継続してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で、健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

あわせて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診の実施など、引き続き取組を進めてまいります。

次に、第６のテーマは「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち」を目指してまいります。

６－１．学校教育では、新年度におきましては、ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴの積極的な活用を推進するため、教材機能付デジタル教科書及びプログラミング教育用備品を新たに導入するなど、児童・生徒の学びの充実に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ、不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び適応指導員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

また、学校、保護者及び地域が共に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールを一層充実してまいります。

教育環境の整備につきましては、東小学校長寿命化事業及び不破中、北中体育館ＬＥＤ化改修事業を実施してまいります。

そのほか、町内の中学校に入学する新１年生への入学祝い品として、自転車通学等に使用する交通安全ヘルメットを支給いたします。

学校給食におきましては、地場産物を積極的に使用するとともに、老朽化した資機材を更新するなど、衛生管理の徹底を図りながら、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。

また、子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、引き続き給食費無償化事業を行ってまいります。

６－２．青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、町子ども会育成連絡協議会、町ＶＹＳの活動などへの支援も行ってまいります。

あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ、青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通じて、次代を担う青少年の育成につなげてまいります。

また、中学生以下の子供及び保護者を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても、引き続き実施してまいります。

６－３．生涯学習では、いきいき学級や家庭教育学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

また、文化会館におきましては、施設の老朽化に伴い、音響設備更新工事を実施いたします。工事期間中、利用者の皆様には何かと御不便をおかけすることもあるかと存じますが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、文化講演会、町展及びフレッシュコンサート等の自主事業についても実施してまいります。

あわせて、タルイピアセンターにおきましては、引き続き図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理を図るため、新年度におきましては、空調設備改修工事を実施してまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第３次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援など、スポーツ団体等の育成支援事業を進めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーション祭などのスポーツイベントの開催を通じて、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

６－４．文化では、新年度におきましては、引き続き、国指定史跡である美濃国府跡用地の購入に向け取組を進めてまいりますとともに、菩提山城跡総合調査事業など文化財の保存に向けた取組も進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集や企画展の開催などに取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても、引き続き行ってまいります。

第７のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

７－１．行政運営では、新年度におきましては、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、垂井町版デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取組を進めるとともに、住民情報システムなど、安全・安心なシステム稼働環境の整備を具現化するに当たり、町のデジタル化

の根幹となるよう計画をつくってまいります。
７－２．財政運営では、新年度から取り組みます第６次行財政改革大綱に基づき、令和７年度までの３か年にわたり行政、財政の一体改革を行ってまいります。
また、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら、資産や債務を適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいりますとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設の在り方に関する検証、見直しに向けた取組も進めてまいります。
あわせて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含め、計画的な財政運営に努めてまいります。
そのほか、適正・公正な課税、徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。
７－３．タウンプロモーション・移住定住では、新年度におきましては、若年層の移住・定住の促進及び少子化対策を実施するため、住宅の新築、購入に係る支援や若者の結婚するための環境整備を支援してまいります。
また、官民連携を図りながら、町の持つ魅力や施策情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては、本町の魅力を満載したリーフレットなども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や移住・定住を促進する事業を展開してまいります。
そのほか、東京圏から移住される方などに対して、引き続き財政的な支援を行うとともに、ふるさと納税の推進により自主財源の確保に併せ、関係人口の創出に努めてまいります。
続きまして、令和５年度の各会計の予算額でございます。
一般会計107億7,000万円、特別会計71億6,127万円、水道事業会計９億4,200万円、合計188億7,327万円といたすものでございます。
一般会計の予算規模は、令和４年度と比較して11.8％、11億4,000万円の増額となりました。
歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、景気の持ち直しの傾向が見られることから町民税の増収を見込み、固定資産税は、工場、店舗及び住宅の新築や企業の設備投資により家屋及び償却資産は増収となる一方、土地は減少し、固定資産税全体としては増収を見込み、町税全体といたしましては、令和４年度当初比2.4％増の36億8,689万1,000円を見込んだところでございます。
また、地方交付税15億5,000万円、国県支出金19億8,288万6,000円、基金繰入金８億4,000万円、町債11億9,000万円などを計上いたしました。
一方、歳出につきましては、公債費や社会保障費などの行政経費の増加や公共施設老朽化への対策等により今後歳出の増加が見込まれることから、財政健全化に向けた取組をより一層推し進めながら、中長期的な視点に立った事業の取組や見直しを計画的に進め、財源の確保と歳出の抑制をより一層意識しながら今後の財政運営を行ってまいります。
なお、予算編成に当たりましては、本町の最大の課題となっております少子化対策や若年層

の転出抑制、転入促進を積極的に推し進め、第６次総合計画に掲げる人口減少の抑制と適応を強く意識し、緊急度や優先度を明確にしながら、各種事務事業の予算編成をいたしたところでございます。特に新年度では、国が提唱するこどもまんなか社会の実現に向け、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた取組の充実を図り、社会的包摂を意識した子供施策を推進するとともに、少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれる町、子育てファーストタウンたるいを目指してまいります。

以上が令和５年度の予算の大要及び重点的に取り組む施策であります。

さて、本町の昨年の出生数は132人と過去最少となり、少子化対策は、国と同様に、本町にとりましても最大の課題であります。先ほど令和５年度の予算概要を申し上げましたが、中でも、予算編成の重点施策として３点を掲げ、重点的に取り組みたいと思っております。１つ目は少子化対策と子育て支援、２つ目は地域経済の活性化、３つ目は都市基盤の整備でございます。出生数が減っていく中で人口減少対策を考えるならば、少子化対策や子育て支援に力を入れると考えてこれまでも取り組んでまいりました。

しかし、それだけでは難しく、同時に、働く場所を確保するための経済の活性化や住む場所や快適な生活を得るための都市基盤の整備といったこれら３つが点として存在し、線とつながって面となり形づくられる。住みよい場所が生まれる。そして人が集まる。これこそが人口減少対策の軸として働くものだと確信しております。それがために、私の政治姿勢であります現場に出向いて、現物に直接触れ、現実を捉えるの三現主義の下、引き続き、町民の皆様と共に力強く町政を推進してまいりたいと、そのように考えております。

感染が始まって３年が経過いたしました新型コロナウイルス感染症は、感染対策の一つのマスク着用に関する考え方の見直しを国の新型コロナウイルス感染症対策本部が発表をいたしました。見直しの概要は、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、医療機関や高齢者施設では、マスクの着用を推奨いたしました。また、学校では、４月１日から適用することとされ、少しずつ感染前の日常に戻ろうとしております。

しかし、５月８日からは、新型コロナウイルス感染症を第５類感染症に位置づけるとしたものの、オミクロン株と病原性が大きく異なる変異株の出現時にはどうするのか、また医療費の自己負担や外来体制、ワクチンの自己負担についてなど、まだまだ決まっていないことも多い中、これらの方針の開始日がそれぞれ違うことも重なり、大変分かりづらさを感じております。一方で、１月には、全国のコロナ感染者月間死亡者数が初の１万人を超えました。このことを鑑みますと、まだまだお一人お一人の感染対策は必要と考えておるところでございます。この点も含めまして、岐阜県の方針を基に、垂井町でも基本方針を決定し、町民の皆様方への周知徹底に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と令和５年度における主な施策事業について申し上

げましたが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願いを申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第12号から議第20号までの令和５年度の各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（富田栄次君）　総務課長　藤塚康孝君。

〔総務課長　藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君）　ただいま上程されました議第12号　令和５年度垂井町一般会計予算につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第１条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億7,000万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算書の５ページの歳出から説明をさせていただきます。

款１議会費、項１議会費でございます。9,536万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、款２総務費、項１総務管理費でございます。20億8,774万3,000円を計上させていただきました。特別職、総務課、企画調整課、会計課職員の人件費、庁舎等に勤務いたします会計年度任用職員の人件費、庁舎、普通財産の維持管理、電算管理に関します経費、統計調査、防災行政無線、交通安全などの事業経費でございます。主な経費といたしましては、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業に11億9,996万6,000円、庁舎東館改修工事基礎調査等業務に1,700万円、都市計画基本図修正業務に1,914万円、移住・定住促進事業に1,160万6,000円などの経費を計上いたしました。

次に、項２徴税費でございます。税の徴収に係ります経費といたしまして、１億3,465万9,000円を計上させていただきました。

次に、項３戸籍住民基本台帳費でございます。7,124万4,000円を計上させていただきました。円滑な事務処理と住民サービスの向上を図るため、戸籍システム、住基ネットシステムの運用経費、社会保障・税番号制度によりますマイナンバーカードの交付促進、各種証明書のコンビニ交付サービスの実施に関します経費でございます。

次に、項４選挙費でございます。令和５年度は、県議会議員選挙及び町長、町議会議員選挙の執行が予定されておりますことから、3,399万1,000円を計上させていただきました。

次に、項５統計調査費でございます。116万7,000円を計上させていただきました。令和５年度は、住宅・土地統計調査などが実施されますことから、調査員報酬等の経費を計上いたしました。

次に、項６監査委員費でございます。監査委員の監査に要する経費といたしまして、63万円を計上させていただきました。

続きまして、款３民生費、項１社会福祉費でございます。20億1,800万9,000円を計上させていただきました。福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉に関する経費でございます。主なもの

といたしましては、福祉医療費助成事業に２億8,130万4,000円、地域生活支援事業に2,620万7,000円、障害福祉サービス費等給付事業に４億5,066万7,000円、自立支援医療費等給付事業に3,070万6,000円を計上いたしました。

次に、項２児童福祉費でございます。14億4,150万4,000円を計上させていただきました。発達に支援が必要な児童に対しての児童発達支援事業、こども園の運営管理、児童手当の支給事業、留守家庭児童教室の運営に要する経費でございます。主なものといたしましては、第３期子ども・子育て支援事業計画策定支援業務に350万円、子供のための教育・保育施設型給付費負担金に1,510万3,000円、障害児施設給与費等給付事業に１億30万2,000円、児童手当支給事業に３億6,633万4,000円、留守家庭児童教室経費に5,314万9,000円を計上いたしました。

次に、項３災害救助費でございます。本年度と同額の5,000円を計上させていただきました。

続きまして、款４衛生費、項１保健衛生費でございます。３億7,295万3,000円を計上させていただきました。公害対策、斎場の管理、保健センターの運営等に関する経費でございます。主なものといたしましては、河川水質や大気検査に要する経費に88万8,000円、斎場施設の管理といたしまして、火葬炉設備補修工事などに1,350万円、保健センターの経費といたしまして、子育て世代包括支援センター運営事業で2,124万8,000円、妊娠を望む夫婦への支援事業といたしまして、不妊治療費の助成に332万5,000円、がん検診等の実施に2,481万4,000円、感染症予防のための予防接種の実施に7,312万2,000円、出産・子育て応援事業に2,564万7,000円を計上いたしました。

次に、項２清掃費でございます。４億6,384万9,000円を計上させていただきました。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理、エコパークの運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、クリーンセンターの焼却灰処理業務に1,476万円、焼却設備改修工事請負費に9,500万円、資源物の再利用、再資源化を図るため、エコパークの運営経費に1,352万6,000円を計上いたしました。

続きまして、款５労働費、項１労働諸費でございます。労働者の離職者支援や教育訓練給付、不破郡労働者福祉協議会に対します支援などに要する経費といたしまして、1,081万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、款６農林水産業費、項１農業費でございます。３億8,913万円を計上させていただきました。農業の担い手への農地集積、集約化を図るための機構集積協力金交付事業に220万7,000円、農業の生産性向上を図るための用排水路の補修・改良、未整備農道の改良を行います農業農村整備事業に1,368万5,000円、栗原地区ほ場整備事業に6,338万6,000円、平尾地区のほ場整備事業に674万7,000円、防災の観点からも、農業用ため池の適正管理を目的としたため池整備事業に1,155万円などを計上いたしました。

次に、項２林業費でございます。7,380万円を計上させていただきました。森林の適正な整備及び保全を図るため、林道明神線開設事業の経費といたしまして5,083万円、森林経営管理制度の推進に向けました森林経営管理事業に519万7,000円を計上いたしました。

続きまして、款７商工費、項１商工費でございます。２億825万1,000円を計上させていただきました。企業立地の促進、町内企業育成のための工場等設置奨励金といたしまして１億725万8,000円、地域経済の下支えのための商工会が発行いたしますプレミアム商品券の発行補助事業を含めました商工会事業への支援に2,454万円、地域経済の活性化を図るための創業支援事業に1,300万円、住民が主体となり、提案、実施するイベントに対しまして補助金を交付します提案型地域活性化事業補助金に450万円、観光事業の振興、観光資源の開発を行うための観光協会の支援事業に1,100万円、また戦国武将観光ゆかりの史跡跡を持つ自治体と広域観光の促進を目指します地域創生広域的な戦国武将観光推進事業に600万円などを計上いたしました。

続きまして、款８土木費、項１土木管理費でございます。6,309万6,000円を計上させていただきました。道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務に要する経費でございます。また、引き続き地籍調査業務といたしまして322万6,000円を計上いたしました。

次に、項２道路橋りょう費でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良などの経費といたしまして、２億8,273万1,000円を計上させていただきました。道路維持費に5,107万円、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業の垂井42号線舗装改良工事、垂井綾戸線歩道舗装改良工事、垂井表佐線道路改良工事、府中51号線舗装改良工事、新井13号線道路改良工事と町単独事業の道路改良工事１路線、路側改良工事３路線、舗装改良工事４路線と用地購入費等に１億7,217万8,000円、橋りょう維持費では、社会資本整備総合交付金事業の新桜橋橋梁補修工事及び橋梁点検業務に5,900万円を計上いたしました。

次に、６ページの項３河川費でございます。河川の維持管理に要する経費といたしまして、3,191万3,000円を計上させていただきました。自然と景観を生かした河川を整備するため、相川水辺公園の維持管理等を行いますほか、相川グラウンドゴルフ場駐車場を整備工事に1,050万円を計上させていただきました。

次に、項４都市計画費でございます。６億4,511万3,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、庁舎周辺の土地利用方針検討業務、垂井駅周辺の整備事業、朝倉運動公園再整備に係る調査業務、朝倉運動公園の施設管理事業でございます。公共下水道事業特別会計の繰出金につきましては、５億352万3,000円を計上させていただきました。

次に、項５住宅費でございます。良好な住環境の維持に必要な経費といたしまして、3,546万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、款９消防費、項１消防費でございます。５億104万7,000円を計上させていただきました。消防団の資質向上を図るとともに、消防設備の充実を図るため、岩手分団の消防ポンプ自動車、宮代分団の小型動力ポンプの更新などに3,300万円を計上いたしました。

続きまして、款10教育費、項１教育総務費でございます。２億925万5,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小・中学生の給食費無償化事業に１億500万円を計上させていただきました。また、英語教育の充

実を図るとともに、特別な支援を要します児童・生徒及びその保護者に対しまして、指導、相談等を行います指導員等を配置いたします経費や不登校の児童・生徒のために設置します適応指導教室の経費を計上いたしました。

次に、項２小学校費でございます。３億1,318万4,000円を計上させていただきました。ＩＣＴ教育のスムーズな展開を図ることを目的としましたＩＣＴ支援業務、デジタル教科書の充実やプログラミング教育の導入を図ってまいります。また、個別支援講師等の配置につきましても引き続き行ってまいります。そのほか、東小校舎長寿命化改修工事実施設計業務などを行ってまいります。

次に、項３中学校費でございます。１億4,264万4,000円を計上させていただきました。小学校費と同様に、個別支援講師等の配置やＩＣＴ支援業務、デジタル教科書の充実を図ってまいります。そのほか、不破中、北中体育館ＬＥＤ化改修工事も行ってまいります。

次に、項５社会教育費でございます。３億8,473万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、心豊かでたくましい子供を地域で育む地域子ども教室の経費や青少年が地域においてリーダーとして活動していくことを支援する青少年活動支援事業、さらに、女性団体の育成事業を展開して男女共同参画社会の推進に努めてまいります。文化財の保護の観点から、美濃国府跡公有地化事業、菩提山城跡総合調査事業なども実施いたします。また、文化発信の拠点の役割を担っております文化会館につきましては、音響設備更新工事などに8,600万円を計上し、タルイピアセンターにつきましては、空調設備改修工事に2,760万円を計上いたしました。

次に、項６保健体育費でございます。１億4,934万7,000円を計上させていただきました。町体育協会などの活動に対する支援事業や学校開放、その他の体育施設の運営に係ります事業、学校給食センターの施設設備改善経費でございます。そのほか、宮代小防球ネット新設工事に250万円を計上させていただきました。

続きまして、款11災害復旧費でございます。

項１農林水産施設災害復旧費から項４その他公共施設災害復旧費までにつきましては、本年度と同額の４万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、款12公債費、項１公債費でございます。５億7,829万9,000円を計上させていただきました。対前年2,257万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、款13諸支出金、項１普通財産取得費でございます。本年度と同額の4,000円を計上させていただきました。

続きまして、款14予備費、項１予備費でございます。本年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計107億7,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

２ページをお願いしたいと思います。

款１町税、項１町民税でございます。14億8,983万円を計上させていただきました。対前年比3,807万8,000円の増となります。個人につきましては3,749万8,000円の増、12億8,518万円、法人につきましては58万円の増、１億9,445万円を計上しました。

次に、項２固定資産税でございます。19億5,301万6,000円を計上させていただきました。対前年比3,304万9,000円の増となりました。土地につきましては912万6,000円の減、６億3,081万円、家屋につきましては3,122万9,000円の増、８億586万5,000円、償却資産につきましては1,094万5,000円の増、５億313万1,000円を計上しました。

次に、項３軽自動車税でございます。対前年比531万4,000円の増、8,966万4,000円を計上させていただきました。

次に、項４町たばこ税でございます。対前年比1,146万3,000円の増、１億5,438万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、款２地方譲与税から、３ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、国、または県の予算の枠の範囲内で、市町村の一定の条件の下、配分されるものでございます。前年度、前々年度の実績により算出したところでございます。中でも、款10地方交付税、項１地方交付税におきましては、対前年比１億円の増、15億5,000万円で、普通交付税14億5,000万円、特別交付税１億円を計上いたしました。

続きまして、款12分担金及び負担金、項２負担金でございます。3,137万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、こども園の３歳未満児の保育料でございます。

続きまして、款13使用料及び手数料、項１使用料でございます。9,179万4,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、留守家庭児童教室保育料、斎場施設使用料、住宅使用料、道路占用料でございます。

次に、項２の手数料でございます。税、戸籍、住民票などの証明手数料、一般廃棄物の処理手数料等に１億879万1,000円を計上させていただきました。

続きまして、款14国庫支出金、項１国庫負担金でございます。６億3,938万2,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目２民生費国庫負担金で、児童手当国庫負担金に２億5,376万8,000円、障害者自立支援給付費負担金に２億2,460万2,000円でございます。

次に、項２国庫補助金でございます。５億9,098万5,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目１総務費国庫補助金で、地域公共交通確保維持改善事業補助金に272万3,000円、マイナンバーカード交付事務費補助金に1,924万9,000円、目２民生費国庫補助金で、児童福祉費国庫補助金に1,396万7,000円、地域生活支援事業費補助金に986万8,000円、目７土木費国庫補助金で、道路事業国庫補助金5,850万円、都市計画事業国庫補助金に３億9,169万円でございます。

次に、項３委託金でございます。452万8,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、国民年金事務費交付金でございます。

続きまして、款15県支出金、項１県負担金でございます。３億5,847万7,000円を計上させて

いただきました。主なものといたしましては、目２民生費県負担金で、児童福祉費県負担金2,755万7,000円、児童手当県負担金5,617万6,000円、保険基盤安定県負担金１億2,124万2,000円、障害者自立支援給付費等負担金１億4,495万4,000円でございます。

次に、項２県補助金でございます。３億3,640万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目２民生費県補助金で、児童福祉費県補助金1,774万4,000円、福祉医療費県補助金8,801万円、目５農林水産業費県補助金で、農業費県補助金１億5,143万8,000円、林業費県補助金で3,865万1,000円を計上させていただきました。

次に、項３委託金でございます。5,310万5,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目１総務費委託金で、徴収費委託金4,146万6,000円、選挙費委託金750万3,000円を計上しました。

続きまして、款16財産収入、項１財産運用収入でございます。290万6,000円を計上させていただきました。目１財産貸付収入145万4,000円、目２利子及び配当金に145万2,000円を計上いたしました。

次に、項２財産売払収入でございます。2,000円を計上させていただきました。

続きまして、款17寄附金、項１寄附金でございます。１億1,638万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目１一般寄附金で、ふるさと納税１億1,400万円を計上いたしました。

続きまして、款18繰入金、項１特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金で2,000円を計上いたしました。

次に、項２基金繰入金でございます。８億4,000万円を計上させていただきました。

目１財政調整基金繰入金に５億7,000万円、目５公共下水道基金繰入金に2,000万円、目15公共施設設備基金繰入金に２億5,000万円を計上いたしました。

続きまして、款19繰越金、項１繰越金でございます。本年度と同額の２億円を計上させていただきました。

続きまして、款20の諸収入、４ページになりますが、項１延滞金、加算金及び過料につきましては150万円、項２町預金利子につきましては1,000円、項３貸付金元利収入につきましては25万円、項５雑入につきましては9,222万3,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、こども園の園児の給食費でございます。

続きまして、款21町債、項１町債でございます。11億9,000万円を計上させていただきました。内訳といたしましては、目１総務債８億1,100万円、目２民生債200万円、目３衛生債800万円、目７土木債２億100万円、目８消防債2,700万円、目９教育債１億4,100万円でございます。

以上、歳入合計107億7,000万円でございます。

表紙に戻っていただきまして、第２条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額に関しましては、

第２表、債務負担行為によるものでございます。

７ページをお願いします。

第３期子ども・子育て支援事業計画策定支援業務につきましては、期間といたしましては令和６年度、限度額は240万円。

次に、雨水出水（内水）浸水想定区域図作成業務につきましては、期間といたしまして令和６年度、限度額は2,200万円。

次に、タルイピアセンター空調設備改修工事につきましては、期間といたしましては令和６年度、限度額は1,420万円でございます。

表紙に戻っていただきまして、第３条、地方債でございます。地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては、第３表、地方債によるものでございます。

８ページをお願いいたします。

臨時財政対策債ほか14事業、合計11億9,000万円の借入れを予定しております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。お目通しをお願いしたいと思います。

表紙に戻っていただきまして、第４条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額を５億円と定めるものでございます。

第５条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合に、同一款内でこれらの経費を各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

続きまして、147ページから151ページまでは給与費明細書、152ページには債務負担行為に関する調書、153ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時31分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

引き続き、補足説明を求めます。

住民課長　岡野文紀君。

〔住民課長　岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君）　私からは、住民課が所管いたします２つの特別会計につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第13号　令和５年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

こちらの青色の表紙でございます。１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第１表、歳入歳出予算の３ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は５ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費2,443万3,000円でございます。前年度比較355万6,000円の減額でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項２徴税費193万9,000円でございます。前年度比較８万9,000円の減額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項３運営協議会費５万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款２保険給付費、項１療養諸費17億7,321万1,000円でございます。前年度比較23万1,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項２高額療養費２億6,040万円でございます。前年度比較10万1,000円の減額でございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項３移送費1,000円でございます。前年度比較1,000円の減額でございます。一般被保険者移送費の科目設定をさせていただきました。

次に、項４出産育児諸費500万3,000円でございます。前年度比較130万1,000円の減額でございます。出産育児一時金を支給する費用でございますが、実績数値を踏まえて予算額を計上いたしました。

次に、項５葬祭諸費225万円でございます。前年と同額を計上しております。葬祭費を支給する費用でございまして、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項６傷病手当金50万円でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金でございます。

続きまして、款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分４億4,590万9,000円でございます。前年度比較5,610万2,000円の減額でございます。医療給付費分納付金として県に納付するものでございます。

次に、項２後期高齢者支援金等分１億5,418万6,000円でございます。前年度比較478万3,000円の増額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等分納付金として県に納付するものでございます。

次に、項３介護納付金分4,577万4,000円でございます。前年度比較122万3,000円の減額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分納付金として県に納付するものでございます。

続きまして、款４保健事業費、項１保健事業費389万2,000円でございます。前年度比較248万9,000円の増額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係る経費でございます。また、令和５年度はデータヘルス計画、特定健康診査等実施計画の最終年度であり、次期計画を策定するため委託料を計上しております。

次に、項２特定健康診査等事業費2,014万1,000円でございます。前年度比較165万3,000円の増額でございます。特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。実績を踏まえ計上しております。

続きまして、款５基金積立金、項１基金積立金12万円でございます。前年度比較２万4,000円の減額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款６公債費、項１公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分がございまして、前年度と同額で予算計上しております。

続きまして、款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金238万6,000円でございます。前年度比較25万1,000円の増額でございます。国民健康保険税等の過年度分還付金でございます。

続きまして、款８予備費、項１予備費1,967万6,000円でございます。前年度比較295万2,000円の増額でございます。

以上、歳出合計27億6,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の２ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は５ページをお願いいたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税４億6,267万3,000円でございます。前年度比較4,500万円の減額でございます。被保険者数が減少傾向にあることにより減少するものでございます。

続きまして、款２使用料及び手数料、項１手数料22万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款３国庫支出金、項２国庫補助金1,000円でございます。災害臨時特例補助金として科目設定をさせていただきました。

続きまして、款６県支出金、項１県補助金20億4,910万円でございます。前年度比較94万8,000円の減額でございます。福祉医療に係る国費減額分の補助であり、国庫負担金減額措置対策費補助金、また歳出、款２保険給付費、項１療養諸費、項２高額療養費、項３移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款８財産収入、項１財産運用収入12万円でございます。前年度比較２万4,000円の減額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款９繰入金、項１他会計繰入金１億4,987万4,000円でございます。前年度比較439万9,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金で、国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る繰入金、

財政安定化支援事業に係る繰入金、福祉医療等による医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金がございます。

次に、項２基金繰入金1,000円でございます。前年と同額を計上しております。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項１繰越金9,578万2,000円でございます。前年度比較733万6,000円の減額でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項１延滞金、加算金及び過料4,000円、項２町預金利子1,000円、項３雑入222万4,000円でございます。前年度比較109万1,000円の減額でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計27億6,000万円でございます。

次に、議案書１ページにお戻りをお願いいたします。

第２条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を１億円と定めるものでございます。

なお、19ページからは、給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第13号　令和５年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第19号　令和５年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

こちらの紫色の表紙でございます。１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億3,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして歳出から説明をさせていただきます。

第１表、歳入歳出予算の３ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は９ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費618万1,000円でございます。前年度比較210万1,000円の減額でございます。事務に係ります職員の人件費、被保険者証の更新等に係ります経費を計上しております。

次に、項２徴収費69万1,000円でございます。前年度比較１万2,000円の減額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金４億862万6,000円でございます。前年度比較1,461万3,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費負担金でございます。

続きまして、款３保健事業費、項１健康保持増進事業費1,113万2,000円でございます。前年度比較42万7,000円の増額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口腔健診に係ります経費でございます。

続きまして、款４諸支出金、項１償還金及び還付加算金32万円でございます。前年度と同額

でございます。保険料の過年度分還付金でございます。

次に、項２繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款５予備費、項１予備費304万9,000円でございます。前年度比較107万3,000円の増額でございます。

以上、歳出の合計４億3,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の２ページをお願いします。あわせまして、予算資料は９ページをお願いいたします。

款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料３億1,042万円でございます。前年度比較502万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款２使用料及び手数料、項１手数料５万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款３後期高齢者医療広域連合支出金、項１委託金1,125万1,000円でございます。前年度比較41万6,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございまして、すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款４繰入金、項１一般会計繰入金１億502万5,000円でございます。前年度比較930万6,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で、保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保険事業に係る町負担分の保険事業繰入金でございます。

続きまして、款５繰越金、項１繰越金325万円でございます。前年度比較74万2,000円の減額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款６諸収入、項１延滞金、加算金及び過料1,000円、項２預金利子1,000円、項３雑入1,000円、前年と同額を計上しております。科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計４億3,000万円でございます。

なお、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第19号　令和５年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります２つの特別会計の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　上下水道課長　藤江和明君。

〔上下水道課長　藤江和明君登壇〕

○上下水道課長（藤江和明君）　私からは、上下水道課が所管いたします議第14号及び議第15号の特別会計予算２件と議第20号の企業会計予算につきまして、演壇にて補足説明をさせていた

だきます。
初めに、議第14号　令和５年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。
水色の表紙を御覧ください。
まず１ページを御覧ください。
議案書、第１条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億7,200万円とするもので、前年度と比較しまして、２億9,200万円の減額となっております。
それでは、第１表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。
初めに、歳出から説明をさせていただきます。
３ページをお開きください。また、予算資料は６ページを御覧ください。
款１公共下水道費、項１公共下水道費は７億3,289万4,000円、前年度比３億634万7,000円の減額でございます。浄化センター水処理施設増設工事委託に係る経費の減によるものでございます。
令和５年度の公共下水道整備におきましては、浄化センターへの近年の汚水流入量増加に伴い、１日当たりの処理能力を機能増設するため、令和２年度より実施しております垂井町浄化センター水処理施設増設事業は、新たに機械、電気設備工事委託を行い、令和７年度の完成に向けて事業を進めてまいります。面整備工事におきましては、垂井楠田地内及び府中清水地内において、延長1,540メートルの実施を予定しております。また、令和６年度の地方公営企業法適用に向けて、必要業務に係る経費、浄化センターの汚水処理、維持管理に要する経費などを計上しております。
続きまして、款３公債費、項１公債費は４億3,683万8,000円、前年度比1,356万6,000円の増額でございます。令和４年度までの借入れに対します元利償還金でございます。
続きまして、款４予備費、項１予備費は226万8,000円を見込んでおります。
以上が歳出でございます。
続きまして、歳入でございます。
２ページを御覧ください。
款１分担金及び負担金、項１負担金は1,150万6,000円、こちらは下水道事業に係ります受益者負担金でございます。前年度比300万5,000円の減額でございます。
続きまして、款２使用料及び手数料、項１使用料は２億2,096万5,000円、前年度比260万1,000円の減額でございます。4,310世帯分の下水道使用料を見込んでおります。
次に、項２手数料は16万8,000円、排水設備公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。
続きまして、款３国庫支出金、項１国庫補助金は２億972万5,000円で、令和５年度に実施します公共下水道事業の補助対象事業に対し、国からの補助金を繰り入れるものでございます。
続きまして、款４県支出金、項１県補助金は1,000円を計上しております。
続きまして、款６繰入金、項１他会計繰入金は５億352万3,000円で、前年度比3,134万4,000

円の増額でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、款７繰越金、項１繰越金は、前年度繰越金2,000万円を見込んでおります。

続きまして、款８諸収入、項１預金利子につきましては1,000円を計上し、項２雑入につきましては601万1,000円、消費税の還付金を見込んでおります。

続きまして、款９町債、項１町債は２億10万円、事業量の減に伴いまして、前年度比１億7,200万円の減額で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業費につきまして起債を起こすものでございます。

以上が歳入でございます。

それでは１ページにお戻りください。

第２条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関しまして、第２表、債務負担行為によるものでございます。

４ページをお願いいたします。

債務を負担する行為をすることができる事項を浄化センター水処理施設増設委託とし、期間は令和６年度から令和７年度まで、限度額は９億1,590万円とするものでございます。

再度１ページにお戻りください。

第３条、地方債でございます。地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては、第３表、地方債によるものでございます。

５ページをお願いいたします。

起債の目的は公共下水道事業、限度額２億10万円、起債の方法は証書借入れ及び証券発行、利率は5.0％以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

再度１ページ戻っていただきまして、第４条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額を２億円と定めるものでございます。

続きまして、16ページから19ページまでは給与費明細書、20ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第14号　令和５年度垂井町公共下水道事業特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第15号　令和５年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。１ページを御覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,640万円と定めるもので、前年度比60万円の減額でございます。農業集落排水事業につきましては、北部第一と伊吹の２つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、第１表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

３ページをお開きください。また、予算資料は６ページでございます。

款１総務費、項１総務管理費は378万円、前年度比177万2,000円の減額でございます。令和６年度の地方公営企業法適用に向けて、必要業務に係る経費の減によるものでございます。

続きまして、款２管理費、項１維持管理費は2,431万8,000円、前年度比119万9,000円の増額でございます。２つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理経費を計上しております。

続きまして、款４公債費、項１公債費は746万6,000円、前年度と同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

続きまして、款５予備費、項１予備費は83万6,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

款１分担金及び負担金、項１負担金は3,000円、前年度と同額でございます。

続きまして、款２使用料及び手数料、項１使用料は954万3,000円、前年度比44万円の減額で、農業集落排水事業の処理世帯144世帯分の使用料を見込んでおります。

次に、項２手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

続きまして、款３財産収入、項１財産運用収入は1,000円を見込んでおります。

続きまして、款４繰入金、項１他会計繰入金は2,555万円で、前年度比14万円の増額でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、款５繰越金、項１繰越金は、前年度繰越金130万円を見込んでおります。

続きまして、款６諸収入、項１預金利子及び項２雑入は、それぞれ1,000円を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

なお、10ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第15号　令和５年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

令和５年度垂井町水道事業会計予算につきましては、令和５年４月１日に垂井町簡易水道事業を垂井町水道事業へ統合いたしますので、当年、令和５年度予算につきましては、両事業を合算した予算となっております。

それでは黄色の表紙でございます。１ページを御覧ください。

第２条で業務の予定量を明記しております。給水件数１万541件、年間総配水量358万3,000立方メートル、１日平均配水量は9,790立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、建設改良事業では公共下水道事業に伴う配水管布設替工事のほか、道路改良事業に伴います配水管の布設替工事などを計上しております。また、相川左岸地域施設改良事業では、相川左岸低区送・配水管布設工事を計上しております。

第３条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございますが、第１款水道事業収益は４億8,432万2,000円、前年度比4,540万4,000円の増額でございます。内訳としましては、第１項営業収益は４億2,346万7,000円、前年度比2,418万7,000円の増額で、前年度までの使用実績に基づき算出した簡易水道事業区域分を含んだ水道使用料などを見込んでおります。

また、第２項営業外収益は6,085万4,000円、前年度比2,121万7,000円の増額でございます。長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第３項特別利益としまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第１款水道事業費用としまして６億3,421万7,000円、前年度比１億8,420万4,000円の増額でございます。内訳としましては、第１項営業費用が５億8,384万円、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する費用のほか、垂井町水道事業基本計画策定等業務の経費などを計上しております。前年度までの簡易水道事業に係る経費及び電気料金高騰分の増を見込むなど、前年度比１億8,763万円の増額でございます。

次に、第２項営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税などで4,586万9,000円、企業債利息及び消費税の減に伴い、前年度比403万円の減額でございます。

次に、第３項特別損失といたしまして122万9,000円を計上いたしました。宅内漏水の減免などの過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し、計上しております。

次に、第４項予備費は327万9,000円を計上しております。

続きまして、第４条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第１款資本的収入としまして１億371万7,000円、前年度比7,263万5,000円の増額でございます。相川左岸低区施設改良事業の事業料の増に伴い企業債を見込んでおりますので、増額となったところでございます。

資本的収入の内訳としましては、第１項加入金は新規給水加入金として551万7,000円、第２項工事負担金は、公道分工事負担金として600万円、第３項他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設替工事等負担金、消火栓新設工事負担金などで3,220万円、第４項企業債は6,000万円を計上させていただきました。

次に、２ページへ移っていただきまして、支出予定額でございます。

第１款資本的支出といたしまして３億778万3,000円、前年度比2,779万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、第１項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業としまして、

相川左岸低区送・配水管布設工事を計上いたしました。また、公共下水道事業に伴います配水管布設替工事、配水管網の整備・更新工事などで１億7,755万1,000円、第２項企業債償還金で１億3,023万1,000円、第４項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億406万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金２億406万6,000円で補填するものでございます。

次に、第４条の２、特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、簡易水道事業において、令和５年３月31日までに処理ができないと見込まれる未収金及び未払金を当該事業年度、令和５年度に属する債権及び債務として整理する金額は、それぞれ449万6,000円及び1,319万円とするものでございます。

第５条、債務負担行為でございます。債務負担行為をすることができる事項を垂井町水道事業基本計画策定、経営戦略見直し及び料金改定検討業務委託とし、期間は令和５年度から令和６年度まで、限度額は3,313万2,000円とするものでございます。

第６条、企業債でございます。起債の目的は相川左岸地域施設改良事業、限度額6,000万円、起債の方法は証書借入れ及び証券発行、利率は5.0％以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとするものでございます。

第７条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第８条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費4,248万円とするものでございます。

第９条では、棚卸資産の購入限度額を1,462万円と定めるものでございます。

続きまして、16ページから19ページまでは給与費明細書、20ページにキャッシュ・フロー計算書、21ページに債務負担行為に関する調書、22ページから25ページまでは令和５年度貸借対照表、26ページから27ページまでは令和５年度開始貸借対照表、28ページには令和４年度損益計算書、29ページから30ページまでは令和４年度貸借対照表を添付しておりますのでお目通しを願います。

以上が議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

以上、上下水道課が所管いたします特別会計予算２件及び企業会計予算の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　健康福祉課長　酒井明美君。

〔健康福祉課長　酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君）　私からは、健康福祉課が所管いたします議第16号から議第18号までの令和５年度特別会計予算３件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第16号　令和５年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙１ページを御覧ください。

第１条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,180万円と定めるもので、前年度比20万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第１表、歳入歳出予算の３ページをお開きください。また、併せて予算資料７ページを御覧ください。

款１認定審査費、項１認定審査費は1,172万円、前年度比24万1,000円の増額でございます。認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

次に、款２予備費、項１予備費は８万円、前年度比４万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

款１分担金及び負担金、項１負担金は377万円、前年度比８万8,000円の増額でございます。当審査会につきましては、関ケ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ケ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30％、人口割分70％とし、人口割分につきましては、２町の65歳以上の方の人口比率により積算しております。

次に、款３繰入金、項１他会計繰入金は783万円、前年度比18万3,000円の増額でございます。こちらは、垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款４繰越金、項１繰越金は前年度繰越金で19万9,000円を計上しております。

次に、款５諸収入、項１町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、８ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議第17号　令和５年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙１ページを御覧ください。

第１条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,000万円と定めるもので、前年度と同額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第１表、歳入歳出予算の４ページをお開きください。また、併せて予算資料８ページを御覧ください。

款１総務費、項１総務管理費は2,633万2,000円、前年度比37万7,000円の減額でございます。こちらは、介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費や事務費のほか、第９期介護保険事業計画等策定業務委託料、介護保険システム改修業務委託料などを計上しております。

次に、項２徴収費は56万2,000円、前年度比6,000円の増額でございます。保険料に係る納付書の印刷、郵送料を計上しております。

次に、項３認定審査費は1,094万5,000円、前年度比22万9,000円の減額となっております。職員人件費のほか、主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

次に、款２保険給付費、項１介護サービス等諸費は24億3,230万円、前年度比1,720万円の増額となっております。こちらは、要介護の方が受ける介護サービスに係る給付費を計上しております。主な増額の理由につきましては、居宅介護サービス給付費において増加を見込んだことによるものでございます。

次に、項２介護予防サービス等諸費は3,742万円、前年度比568万円の減額となっております。こちらは、要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項３サービス給付費諸費は、前年度同額の220万円でございます。国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項４高額介護サービス等費は5,370万円、前年度比140万円の減額となっております。同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項５特定入所者介護サービス等費は7,510万円、前年度比1,500万円の減額でございます。施設サービス等を利用された場合、サービス費用の自己負担のほかに、居住費、食費等が自己負担となりますが、所得等が少ない方が施設利用が困難にならないよう、居住費等につきまして、自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項６高額医療合算介護サービス等費は820万円、前年度比20万円の増額でございます。介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年額の自己負担の上限額を超えた際に支給する給付費を計上しております。

次に、項７市町村特別給付費は223万2,000円、前年度比106万2,000円の減額でございます。こちらは、令和４年度から新たにスタートいたしました高齢者紙おむつ等購入費助成事業に係る経費を計上しております。

次に、款３財政安定化基金拠出金、項１財政安定化基金拠出金1,000円は、県への拠出金を計上しております。

次に、款４地域支援事業費、項１一般介護予防事業費は723万3,000円、前年度比25万2,000円の増額でございます。フレイル予防・重度化防止の観点から行う介護予防事業に係る経費を計上しております。

次に、項２包括的支援事業・任意事業費は1,245万7,000円、前年度比177万4,000円の減額でございます。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、認知症対策事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

次に、項３介護予防・生活支援サービス事業費は2,648万6,000円、前年度比262万3,000円の減額でございます。要支援の方等を対象にした訪問型及び通所型サービスの負担金や介護予防ケアマネジメント委託料などを計上しております。

次に、款５基金積立金、項１基金積立金の１万1,000円は、介護保険基金の利子分を計上しております。

次に、款６予備費、項１予備費は3,426万9,000円を計上いたしました。

次に、款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金は、前年度比500万円増額の2,055万1,000円を計上いたしました。

次に、項２繰出金では、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

歳入につきましては、国・県、町、被保険者における法定負担割合に基づきましてそれぞれ計上しております。

款１保険料、項１介護保険料は６億2,590万8,000円、前年度比798万5,000円の増額でございます。こちらは、第１号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の23％相当額でございます。

次に、款３使用料及び手数料、項２手数料の３万6,000円は督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

次に、款４国庫支出金、項１国庫負担金は４億6,257万5,000円、前年度比240万9,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20％と施設給付費の15％相当分を計上しております。

次に、項２国庫補助金は9,535万9,000円、前年度比130万円の減額でございます。こちらは、調整交付金として介護給付費総額の３％、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の20％、包括的支援任意事業分の38.5％相当分及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要な取組のために交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金をそれぞれ計上しております。

次に、款５支払基金交付金、項１支払基金交付金は７億1,351万4,000円、前年度比190万5,000円の減額でございます。こちらは第２号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27％相当分を計上しております。

次に、款６県支出金、項１県負担金は３億8,532万6,000円、前年度比393万円の減額でございます。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして居宅給付費の12.5％、施設給付費の17.5％相当分を計上しております。

次に、項２財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

次に、項３県補助金は661万3,000円、前年度比64万円の減額でございます。こちらは地域支援事業費の県交付金として、総合事業分12.5％、包括的支援・任意事業分19.25％相当分を計上しております。

次に、項４委託金の1,000円は前年度と同額を計上しております。

次に、款７財産収入、項１財産運用収入の１万1,000円は、基金の利子を計上しております。

次に、款９繰入金、項１一般会計繰入金は３億8,941万6,000円、前年度比21万円の増額でございます。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の12.5％相

当分の町負担分３億2,611万6,000円をはじめ、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項２基金繰入金の1,000円は前年度と同額を計上しております。

次に、款10繰越金、項１繰越金の6,455万7,000円は、前年度繰越金を計上しております。

次に、款11諸収入、項１延滞金、加算金及び過料の2,000円、項２預金利子の1,000円は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、項３雑入は667万8,000円、前年度比73万5,000円の減額でございます。こちらは介護予防サービス計画等に係る収入を計上しております。

次に、款12町債、項１財政安定化基金貸付金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

それでは、１ページにお戻りください。

第２条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第３条では、歳出予算の流用につきまして定めるものでございます。

なお、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議第18号　令和５年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

だいだい色の表紙１ページを御覧ください。

第１条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第１表、歳入歳出予算の３ページをお開きください。また、併せて予算資料９ページ上段を御覧ください。

款１認定審査費、項１認定審査費は107万円、前年度と同額でございます。認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

２ページを御覧ください。

款１分担金及び負担金、項１負担金は29万5,000円、前年度比３万1,000円の減額でございます。当審査会につきましては、関ケ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ケ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30％と人口割分70％とし、人口割分につきましては、２町の障害者手帳の所持者数の比率により積算をしております。

次に、款３繰入金、項１他会計繰入金は67万1,000円、前年度比４万6,000円の減額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計から繰入れをお願いするものでございます。

次に、款４繰越金、項１繰越金は前年度繰越金で10万4,000円を計上しております。

なお、８ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、健康福祉課が所管いたします議第16号から議第18号まで、令和５年度特別会計予算３件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号　令和５年度垂井町一般会計予算から議第20号　令和５年度垂井町水道事業会計予算までは、10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議長を除く全議員10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員10人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午前11時48分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に藤墳理君、副委員長に安田功君が互選されましたので御報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時48分　休憩

午後１時15分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

日程第３　議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（１）垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

の一部改正
（２）垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正
（３）垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正
（４）垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正

議第６号　垂井町巡回バス運行条例の一部改正について

議第７号　垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議第８号　垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第９号　垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第10号　町道路線の認定について

議第11号　指定管理者の指定について

○議長（富田栄次君）　日程第３、議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議第11号　指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　それでは、議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議第11号　指定管理者の指定についてまでを一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関係する条例の規定を整理するものでございます。

議第６号　垂井町巡回バス運行条例の一部改正につきましては、１日乗車券の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第７号　垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当について見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第８号　垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、自動

車を運行する際の利用者の所在確認について規定するなど所要の改正を行うものでございます。

議第９号　垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものでございます。

議第10号　町道路線の認定につきましては、道路法第８条第２項の規定により、町道２路線を認定するものでございます。

次に、議第11号　指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、垂井町勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者について指定をさせていただくものでございます。

以上、細部につきましては、関係課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　子育て推進課長　吉野敬子君。

〔子育て推進課長　吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君）　私からは、議第５号と議第８号の２議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず、議第５号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

このたびの条例制定は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、以後、整備法と言いますが、この整備法の公布に伴い、関係する条例の規定を整理するものでございます。

改正を行う条例は４本ございまして、それぞれが関係所管に及ぶわけですが、関連するものでございますので、私から一括して補足説明をさせていただきます。

公布されました整備法では46本の法律が改正されていますが、主に法令中の主務大臣、主務省令として、厚生労働大臣、厚生労働省令などと明記されているものを内閣総理大臣、内閣府令や主務大臣、主務省令などに改める改正が行われています。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の１ページから御覧ください。

第１条は、垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。第３条第１号中の括弧書きを削り、字句の整理をいたします。第９条第１項第２号中の「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めます。

第２条は、垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、第11条第１項第１号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めます。

第３条は、垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、第６条第１項中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

いずれの条例も引用する法律の所管省の変更に伴い、改めるものでございます。

第４条は、垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正でございますが、子ども・子育て会議の設置を規定する第１条において、引用している法律の条項ずれを改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議第８号　垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

省令の趣旨としましては、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正、さらに昨年９月に発生した認定こども園の送迎用のバスに園児が置き去りにされて死亡した事案を受けて、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものです。

それでは、議案書と併せて新旧対照表４ページ中ほどから御覧ください。

第１条は、垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

まず第７条は、保育所等との連携について規定していますが、第１項において、家庭的保育事業者等から除く居宅訪問型保育事業者について、括弧書きの効力の及ぶ規定に今回新設する条項を追加いたします。

続いて、第８条の次に２条を加え、第８条の２には安全計画を策定すること等を義務づける規定を設け、第８条の３には自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認等を義務づける規定を設けます。

第11条は、保育所と他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準を規定していますが、ただし書を削り、人員基準を緩和するものです。

第15条は、衛生管理等について規定していますが、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確に規定するために改めるものです。

次に、第２条は、垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

まず、第７条の次に２条を加え、第７条の２には、安全計画を策定すること等を義務づける規定を設け、第７条の３には、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認を義務づける規定を設けます。

さらに、第13条の次に１条を加え、業務継続計画の策定等を努力義務とする規定を設けます。

第14条は、衛生管理等について規定していますが、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確に規定するために改めるものです。

なお、附則といたしまして、第１項でこの条例の施行期日を令和５年４月１日からと規定します。

第２項と第３項では、本則において改めましたことについて、それぞれ経過措置を設けさせ

ていただくものでございます。

以上、議第５号と議第８号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　企画調整課長　小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君）　私からは、議第６号　垂井町巡回バス運行条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、巡回バス利用者数の増加を図るため、新年度から新たに導入いたします１日乗り放題の１日乗車券の規定を設けることについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の３ページを御覧ください。

別表では、バスの使用料、運賃について規定をしておりますが、新たに１日乗車券300円の規定を加えるものでございます。

また、第６条において運賃の免除規定があり、このことにつきましては、本条例の施行規則においてその詳細を規定していますことから、別表の備考を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上、議第６号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君）　総務課長　藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君）　ただいま上程されました議第７号　垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、会計年度任用職員と常勤職員の期末手当の支給割合について均衡を図るため、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.35月分引き上げ、年1.8月分とするものでございます。

それでは、改正内容について説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、３ページを御覧ください。

第15条第１項及び第27条につきましては、それぞれフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合についての規定でございます。

この支給割合について、６月支給分及び12月支給分ともに「0.725月分」を「0.9月分」に改め、年1.8月分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　住民課長　岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君）　議第９号　垂井町国民健康保険条例の一部改正につきまして、私から補足説明をさせていただきます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金等の支給額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書１ページ、新旧対照表は９ページを御覧ください。

出産に関連して発症した重度脳性麻痺のお子さんと家族への経済負担軽減措置、いわゆる産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合、現在40万8,000円と加算額１万2,000円の総額42万円を支給しておりますが、この支給額が８万円引き上げられ、48万8,000円に改正され、加算額１万2,000円と合わせると、出産育児一時金の支給額が総額50万円となるものでございます。

附則としまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　建設課長　多賀靖君。

○建設課長（多賀　靖君）　私からは、建設課が所管いたします議第10号　町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

議案書及び町道路線認定調書を併せて御覧ください。

まず初めに、路線番号1176、路線名、垂井176号線でございます。起点は垂井町字追分2287番１地先、終点は同2287番７地先で、道路延長46メートル、幅員６メートルの道路でございます。

次に、路線番号1177、路線名、垂井177号線でございます。起点は垂井町字追分2287番１地先、終点は同2287番10地先で、道路延長43メートル、幅員６メートルの道路でございます。

この２路線につきましては、垂井町追分地内におきまして６区画の住宅地を分譲する民間の開発業者により新設され、都市計画法第40条第２項の規定に基づき、町に帰属されました道路でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君）　生涯学習課長　川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君）　私からは、議第11号　指定管理者の指定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、指定管理者の指定について議決をお願いいたします施設は、垂井町勤労青少年ホームでございます。

当施設につきましては、平成29年４月１日から令和２年３月31日までと、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの２度にわたり特定非営利活動法人Ｌｅｔ’ｓたるいを指定管理者として指定をし、管理を行わせてきたところでございます。

このたび指定の期間が満了するに当たり、令和５年１月19日付にて特定非営利活動法人Ｌｅｔ’ｓたるい理事長　多賀清隆から、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定による指定管理者の指定の申請がございました。

今日までの６年間、当該施設を適切に管理運営を行ってきました実績等も含めて検討しました結果、当該団体が引き続き管理を行うことにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるものと判断し、特定非営利活動法人Ｌｅｔ’ｓたるいを指定管理者の候補者に選考させていただきましたので、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの１年間といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（富田栄次君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第５号から議第11号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第４　議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）

○議長（富田栄次君）　日程第４、議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,571万3,000円を追加し、予算総額を106億9,771万1,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、議会費では常任委員会視察に係ります旅費につきまして減額措置を行いました。

総務費では、財政調整基金などに係ります積立金の増額、防災行政無線（同報系）設備更新工事に係ります工事請負費の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

民生費につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、自立支援医療費などに係ります扶助費の増額、子どものための教育・保育施設型給付費負担金などに係ります負担金、補助及び交付金の増額、児童手当に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれ措置を行い

ました。

次に、衛生費では、妊婦健康診査などに係ります委託料の減額、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります経費の増額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

労働費では、勤労青少年ホーム指定管理に係ります委託料の増額措置を行いました。

農林水産業費では、機構集積協力金交付補助金などに係ります負担金、補助及び交付金の減額措置を行いました。

商工費では、工業等設置奨励金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

次に、土木費では、除雪業務に係ります委託料の増額、道路新設改良事業に係ります経費の減額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、野庵町営住宅浄化槽電気料補助金などに係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

消防費では、消防団員出動報酬の減額措置を行いました。

教育費では、美濃国府跡公有地化事業及び文化会館舞台照明設備更新事業に係ります経費の減額措置を行ったところでございます。

公債費では、繰入金の減額に伴う財源更正を行いました。

なお、財源につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費につきましては、旧庁舎跡地等活用事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、表佐宮代線道路改良事業、大垣都市計画区域区域区分変更図書作成事業に係ります経費を令和５年度に繰り越して実施することを追加してお願いするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、追加及び限度額の変更をお願いするものでございます。

以上、細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　総務課長　藤塚康孝君。

〔総務課長　藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君）　ただいま上程されました議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書第１条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,771万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書19ページの歳出から説明をさせていただきます。

款１議会費、項１議会費、目１議会費におきましては、常任委員会視察に係る旅費の費用弁償104万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費におきましては、職員の異動等に伴いまして職員手当等100万円、共済費200万円をそれぞれ減額、郵送料に不用額が生じる見込みと

なりましたので、役務費の通信運搬費120万円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事の中止等によりましてマイクロバスの運行業務に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料170万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。また、巡回バスの財源に町債を充当するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目２文書広報費におきましては、ホームページリニューアル業務を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目５財産管理費におきましては、公衆街路灯の電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費45万円の増額補正をお願いするものでございます。また、旧庁舎跡地等活用事業の財源としておりました国庫支出金820万4,000円、町債1,200万円をそれぞれ減額し、併せて不動産売払収入がございましたので、財産収入807万円を充当するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目６企画費におきましては、東地区まちづくりセンター実習室空調機器取替工事を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、20ページの目７電算管理費におきましては、電子計算機リース料に不用額が生じる見込みとなりましたので、使用料及び賃借料230万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目11財政調整基金費におきましては、財政調整基金につきまして今後の財政支出等に備えるため9,195万3,000円の増額、森林環境譲与税基金につきましては今後の森林整備の財源とするため120万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目12防災行政無線設置費におきましては、防災行政無線（同報系）設備更新工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費1,250万円の減額補正をお願いするものでございます。財源の町債につきましても同額の減額をお願いするものでございます。

次に、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費におきましては、職員の異動等に伴いまして、職員手当等30万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費におきましては、職員の異動等に伴いまして給料100万円を減額、令和３年度障害者自立支援給付費国庫負担金などの額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料1,001万2,000円の増額、21ページになりますが、国民健康保険特別会計への繰出金3,405万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。繰出金に係る財源につきましては、国・県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目５老人福祉費におきましては、民間の養護老人ホームにお願いしております措置入所者のため必要となる老人保護措置費負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金450万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費におきましては、介護保険特別会計への繰出金18万8,000円の増額補

正をお願いするものでございます。

次に、目11障害者福祉費におきましては、扶助費で自立支援医療費の今後の実績見込みにより不足が生じる見込みとなりましたので688万8,000円の増額、障害福祉サービス費等給付事業に係ります各種サービス利用者の増加に伴い不足が生じる見込みとなりましたので2,598万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。財源につきましては、国・県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費におきましては、他市町村の私立保育所を利用する際の広域保育委託料につきまして、利用者の減少に伴い不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料180万円の減額、負担金、補助及び交付金では、他市町村の認定こども園等の利用する際の子どものための教育・保育施設型給付費負担金につきまして、利用者の増加に伴い予算に不足が生じる見込みとなりましたので101万円の増額、22ページになりますが、他市町村の私立幼稚園等を利用する際の子育てのための施設等利用給付費負担金につきましても、利用者の増加に伴い予算に不足が生じる見込みとなりましたので119万円の増額、未熟児養育医療費助成事業につきましても、利用者の増加に伴い予算に不足が生じる見込みとなりましたので扶助費63万円を増額し、併せて財源の国庫支出金も補正するものでございます。

次に、目２児童福祉施設費におきましては、こども園等の会計年度任用職員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬250万円の減額、職員の異動等に伴いまして共済費100万円の減額、こども園の電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので需用費の光熱水費50万円の増額、保育ＩＣＴシステムネットワーク整備等業務に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料320万6,000円の減額、私立認定こども園の利用者数の増加などに伴い、私立認定こども園施設型給付費負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金300万円を増額、併せて財源の国・県支出金も増額し、また私立認定こども園の延長保育に係る利用者数の減少に伴い、延長保育促進事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、補助金116万5,000円を減額し、併せて財源の国・県支出金も減額するものでございます。また、東こども園及び宮代こども園空調機器取替工事を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによる財源更正を、いずみの園屋根防水改修工事の財源に町債を充当するための財源更正を、そのほかこども園の広域入所に係る受託費の受入れ、こども園の園児給食費の減額及びいずみの園に係る障害児通所給付金の増額に伴う財源更正をお願いするものでございます。

次に、目５児童措置費におきましては、児童手当の支給対象児童の減少などによりまして不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費1,100万円の減額補正をお願いするものでございます。財源につきましても国・県支出金を減額するものでございます。

次に、25ページの目７留守家庭児童教室費におきましては、留守家庭児童教室の会計年度任用職員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬270万円の減額補正をお願いするものでございます。また、留守家庭児童教室保育料の減額に伴う財源更正をお願いするも

のでございます。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費におきましては、職員の異動等に伴いまして職員手当等50万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目５環境衛生費におきましては、６月定例会の際に補正をさせていただきました太陽光発電設備等設置費補助金でございますが、申請者が当初の想定を下回る見込みとなりましたので、補助金687万円、併せて財源の県支出金の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目６保健センター費におきましては、妊婦健康診査、健康増進事業及び予防接種、それぞれ実績見込みにより不用額が生じる見込みとなりましたので委託料2,240万円の減額、不妊治療費助成金につきましても実績見込みにより不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費250万円を減額し、併せて財源の県支出金を減額するものでございます。また、26ページになりますが、令和３年度感染症予防事業費等国庫補助金等の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料100万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。そのほか、こんにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業及び出産子育て応援給付金給付事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目８新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、これまでのワクチン接種事業費の精算及び事業終了に伴う精算事務に要する経費の補正をお願いするもので、職員手当等48万3,000円の減額、共済費36万6,000円の増額、予防接種健康被害調査委員会委員に係る報償費１万7,000円の増額、接種会場に係る電気料金及び修繕料として需用費55万9,000円の増額、郵送料の役務費300万円の減額、集団接種医療従事者業務委託料につきましては、27ページで3,291万8,000円の減額、冷凍庫監視システム使用料17万2,000円を増額し、併せて国庫支出金及び諸収入の減額に伴う財源更正をお願いするものでございます。また、令和３年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び接種体制確保事業費国庫補助金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料4,605万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、事業終了に伴う精算事務に要する経費385万円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

次に、項２清掃費、目１清掃総務費におきましては、職員の異動等に伴いまして、職員手当等30万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款５労働費、項１労働諸費、目３勤労青少年ホーム管理費におきましては、電気料金高騰に伴い、勤労青少年ホームの指定管理委託料に不足が生じる見込みとなりましたので、委託料131万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費におきましては、鹿などの有害鳥獣の捕獲件数が当初の想定を下回る見込みとなりましたので、有害鳥獣緊急捕獲業務報償としての報償費120万円の減額、28ページになりますが、今年度、中間管理機構に預ける農地面積が

確定したことに伴い、機構集積協力金交付補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金247万5,000円を減額し、併せて県支出金につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、目７農地費におきましては、平尾地区の経営体育成基盤整備事業に係ります客土受入場設置工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費214万5,000円の減額、負担金、補助及び交付金では、地域の農地保全団体が実施する事業量が確定したことに伴い、多面的機能支払交付金に不用額が生じる見込みとなりましたので724万1,000円を減額し、併せて県支出金につきましても減額補正をお願いするものでございます。また、９月定例会の際に補正させていただきました環境保全活動支援金でございますが、垂井町土地改良区及び栗原土地改良区の揚水機場などの施設に係る電気料金が天候の影響により想定を下回る見込みとなりましたので321万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、土地改良区電気料金支援事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目８農業構造改善費におきましては、農業団体が整備する機械などの導入費用に対して補助いたします高性能農業機械導入補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金437万円の減額補正をお願いするものでございます。財源につきましても県支出金を減額するものでございます。

次に、項２林業費、目２林業振興費におきましては、林道明神線開設工事の財源としておりました町債を減額するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、29ページの款７商工費、項１商工費、目２商工振興費におきましては、負担金、補助及び交付金で中小企業等事業再構築促進事業等申請支援補助金の申請者が当初の想定を下回る見込みとなりましたので100万円の減額、また大手法人が工場を拡張したことに伴い、工場等設置奨励金に不足が生じる見込みとなりましたので1,576万円の増額補正をお願いするものでございます。そのほか、プレミアム商品券発行補助事業などを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして財源更正を、また創業支援アカデミー事業及びプレスリリース支援事業にこのたび岐阜県清流の国ぎふ推進補助金254万円が交付される見込みとなりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費におきましては、道路の補修等業務員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項２道路橋りょう費、目２道路維持費におきましては、昨年12月24日の降雪により除雪作業を実施したことに伴いまして、除雪業務委託料に不足が生じる見込みとなりましたので、委託料300万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目３道路新設改良費におきましては、事業費に不用額が生じる見込みとなりましたので、測量設計業務・用地測量業務委託料250万円の減額、道路・舗装・路側改良工事450万円の

減額、30ページになりますけれども、公有財産購入費1,350万円の減額、また県の道路事業の事業量の増加に伴いまして県工事負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金270万円の増額補正をお願いするものでございます。また、財源の国庫支出金及び町債の減額に伴う財源更正をお願いするものでございます。

次に、目４橋りょう維持費におきましては、橋梁保守設計業務・定期点検業務に不用額を生じる見込みとなりましたので、委託料150万円を減額し、併せて国庫支出金につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、項３河川費、目２河川維持費におきましては、河川整備・修繕工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費1,150万円を減額し、併せて町債につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、項４都市計画費、目１都市計画総務費におきましては、市街化調整区域におけるあり方検討業務委託料116万6,000円を減額し、併せて国庫支出金につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、目４公共下水道費におきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金2,513万円を減額し、併せて公共下水道基金繰入金につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、31ページの目５運動公園管理費におきましては、電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費64万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目８駅周辺整備費におきましては、国庫支出金の減額に伴う財源更正を、駅自由通路橋北口エスカレーター改修工事の財源について地方交付税措置があり、かつ充当率が高い有利な起債に切り替えるため、町債を増額するものでございます。

項５住宅費、目１住宅管理費におきましては、電気料金の高騰などに伴い、野庵町営住宅に係る浄化槽電気料補助金及び浄化槽維持管理費補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金87万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款９消防費、項１消防費、目１非常備消防費におきましては、郡消防操法大会出場訓練日数の減少に伴い、出動報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬500万円の減額、消防団員退職者の確定に伴い退職報償金に不用額が生じる見込みとなりましたので、報償費174万1,000円を減額し、併せて諸収入につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、32ページの目２消防施設費におきましては、消防ポンプ自動車の購入費用に不用額が生じる見込みとなりましたので、備品購入費110万円を減額し、併せて町債につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、目４災害対策費におきましては、災害資機材購入事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費におきましては、スクールアドバイザー

などの人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬100万円の減額補正をお願いするものでございます。また、給食費無償化事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項２小学校費、目１学校管理費におきましては、小学校の光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費200万円の減額補正をお願いするものでございます。また、ＩＣＴ活用による学習体制整備事業などを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、33ページの項３中学校費、目１学校管理費におきましては、個別支援教育講師などの人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬100万円の減額補正をお願いするものでございます。また、ＩＣＴ活用による学習体制整備事業などを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項５社会教育費、目３公民館費におきましては、中央公民館管理業務に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料142万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目４文化財保護費におきましては、文化財資料整理作業員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬150万円の減額、美濃国府跡公有地化事業に係る公有地化支援業務、物件補償調査業務及び物件移転補償に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料351万6,000円、補償、補填及び賠償金129万円それぞれ減額補正をお願いするものでございます。また、国庫支出金の減額及び美濃国府跡公有地化事業の財源に町債を充当するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目６文化会館費におきましては、文化会館舞台照明設備更新工事に係ります監理業務及び工事費に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料154万円、工事請負費120万円それぞれ減額し、併せて町債につきましても減額補正をお願いするものでございます。

次に、34ページの目10タルイピアセンター費におきましては、タルイピアセンター屋上防水工事の財源に町債を充当するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項６保健体育費、目３給食センター費におきましては、給食調理員の人件費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬190万円の減額、また原油価格高騰に伴い燃料費及び光熱水費に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費53万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款12公債費、項１公債費、目１元金におきましては、予定しておりました減債基金繰入金を減額するため財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、９ページの歳入を説明させていただきます。

款１町税、項１町民税、目２法人におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経済状況が徐々に緩和される中、景気の持ち直しの傾向が見られることと併せて大手法人による自己資産売却に伴う収益増加により町民税の法人税割が当初予算を上回る見込みとな

りましたので、法人税割１億500万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項４町たばこ税、目１町たばこ税におきましては、当初予算を上回る見込みとなりましたので、1,260万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款９地方特例交付金、項２新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目１新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金におきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、償却資産及び事業用家屋に係ります固定資産税の課税標準の特例により軽減措置をいたしましたので、当該減収額につきまして国が交付金により補填することから、2,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税におきましては、今年度普通交付税が当初予算を上回る見込みとなりましたので、３億1,412万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページの款12分担金及び負担金、項２負担金、目２民生費負担金におきましては、こども園の広域入所に係る受託費132万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款13使用料及び手数料、項１使用料、目２民生使用料におきましては、留守家庭児童教室利用者の減少により、保育料が当初の予算を下回る見込みとなりましたので296万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目２民生費国庫負担金におきましては、子どものための教育・保育給付交付金590万5,000円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金59万5,000円の増額、11ページになりますが、児童手当国庫負担金814万5,000円の減額、国民健康保険基盤安定国庫負担金524万5,000円の増額、障害者自立支援給付費国庫負担金1,275万5,000円の増額、障害者医療費国庫負担金344万4,000円の増額、母子保健衛生費国庫負担金31万5,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、12ページの目３衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,035万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億7,547万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目２民生費国庫補助金におきましては、子ども・子育て支援交付金38万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目３衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金551万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目７土木費国庫補助金におきましては、道路事業に係ります社会資本整備総合交付金1,628万5,000円の減額、都市再生整備事業交付金830万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目９教育費国庫補助金におきましては、文化財保存事業補助金103万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページの款15県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金におきましては、子どものための教育・保育給付交付金223万5,000円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金29万8,000円の増額、児童手当県負担金176万円の減額、14ページになりますが、国民健康保険基盤安定負担金1,229万円の増額、障害者自立支援給付費等県負担金813万4,000円の増額、母子保健衛生費県負担金15万8,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、項２県補助金、目１総務費県補助金におきましては、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金254万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目２民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金38万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目３衛生費県補助金におきましては、太陽光発電設備等設置費補助金687万円の減額、一般不妊治療費助成事業補助金32万5,000円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目５農林水産業費県補助金におきましては、機構集積協力金交付事業費補助金で、15ページになりますが、247万5,000円の減額、資源向上支払（長寿命化）交付金543万1,000円の減額、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金120万円の減額、元気な農業産地構造改革支援事業補助金437万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款16財産収入、項２財産売払収入、目１不動産売払収入におきましては、普通財産売払いに伴います不動産売払収入807万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18繰入金、項２基金繰入金におきましては、今年度の財政運営の状況から取崩しを行わないことといたしましたので、目１財政調整基金繰入金におきましては４億9,550万円の減、目２減債基金繰入金におきましては１億円の減額、16ページになりますが、公共下水道基金繰入金におきましては3,000万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款19繰越金、項１繰越金、目１繰越金におきましては、２億4,042万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款20諸収入、項５雑入、目６雑入におきましては、こども園の園児給食費140万円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種料負担金113万5,000円の減額、いずみの園に係る障害児通所給付金220万円の増額、消防団員退職報償174万1,000円の減額、宝くじ収益金として交付されます県市町村振興協会助成金で、17ページになりますが、1,016万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款21町債、項１町債、目１総務債におきましては、臨時財政対策債１億6,300万円の減額、旧庁舎跡地等活用事業1,200万円の減額、巡回バス購入事業460万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目２民生債におきましては、いずみの園屋根防水改修事業に係ります児童福祉施設債700万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目７土木債におきましては、地方道路整備事業に係ります道路債4,500万円の減額、

河川債では河川浚渫・樹木伐採事業1,040万円の増額、河川整備事業1,100万円の減額、駅自由通路橋北口エスカレーター改修工事に係ります都市計画債200万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、18ページの目８消防債におきましては、防災行政無線（同報系）設備更新事業1,250万円の減額、消防ポンプ自動車購入事業50万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目９教育債におきましては、文化会館舞台設備改修事業900万円の減額、美濃国府跡公有地化事業1,100万円の増額、タルイピアセンター屋上防水事業1,000万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第２条、繰越明許費でございます。

５ページの第２表を御覧ください。

款２総務費、項１総務管理費、事業名、旧庁舎跡地等活用事業でございます。工事の進捗によりまして、今年度予定していました出来高が不足するため、１億2,250万円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。本事業終了に伴う精算事務に要する経費385万円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

次に、款８土木費、項２道路橋りょう費、事業名、表佐宮代線道路改良事業で、通学路安全対策事業でございます。交差点の改良事業の前後区間の歩道・舗装及び防護柵設置工事を実施するものでございますが、年度内の完了が見込めないことから、950万円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

次に、項４都市計画費、事業名、大垣都市計画区域区域区分変更図書作成事業でございます。本事業は、企業進出が確定した段階で事業着手となり、事業遂行に当たっては、国・県等と協議・調整に時間を要するため、年度内に完了が見込めないことから195万3,000円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第３条、地方債の補正でございます。

６ページの第３表を御覧いただきたいと思います。

地方債の追加につきましては、巡回バス購入事業460万円、いずみの園屋根防水改修事業700万円、美濃国府跡公有地化事業1,100万円、タルイピアセンター屋上防水改修事業1,000万円それぞれ借入れを予定しております。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

変更につきましては、臨時財政対策債１億6,300万円の減額、旧庁舎跡地等活用事業1,200万円の減額、地方道路整備事業4,500万円の減額、河川浚渫・樹木伐採事業1,040万円の増額、河川整備事業1,100万円の減額、駅自由通路橋北口エスカレーター改修事業200万円の増額、防災行政無線（同報系）設備更新事業1,250万円の減額、消防ポンプ自動車購入事業50万円の減額、文化会館舞台設備改修事業900万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

35ページからは給与費明細書、37ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

４番　若山隆史君。

○４番（若山隆史君）　２点質問させていただきます。

ちょっと聞き取りにくかったんで、言われたかもしれませんけれども、歳入の15ページ、不動産売払収入、これは場所といいますか、言われたかもしれませんけれども、ちょっと聞こえなかったんでその中身を教えていただきたいのと、もう一点は、私、今日はたと気がついて、といいますのは、６ページの地方債でございます。

臨時財政対策債、これは依存財源の中の財源充当で起債をあてがっていくんですけれども、非常に詳細といいますか細かく分類されておりまして、場合によっては100万円単位というような形なんですけれども、当初予算は質疑はなかったんですけれども、審査が特別の審査会があるということで、予算審査会があるということであえてしなかったんですけれども、そちらのほうは200万円単位から起債を上げていくというようなふうになっているんですけれども、そこら辺の臨時財政対策債と違ってそれぞれの普通債の状態でやったほうがさらに有利な状態になるのか、それとも各事業別の費科目を明確にするがためにこういった普通債の項目に代えてやられておるのか、そこら辺、ちょっとその経過、経緯も含めて教えていただければなあというふうに思っております。

○議長（富田栄次君）　総務課長　藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君）　まず１点目の財産売払収入の関係でございますけれども、旧けやきの家、それと旧西保育園の駐車場になっておった４区画ございまして、その２区画が今回売却できましたので、けやきの家の西側になります。前のけやきの家のところになりますけれども、今のけやきの家の西側の駐車場と４区画ございましたけれども、その２区画分です。

それと、若山議員が言われる臨時財政対策債じゃなくて普通債のほうで起債を見込んだほうがいいということですかね。

〔挙手する者あり〕

○議長（富田栄次君）　若山隆史君。

○４番（若山隆史君）　臨時財政対策債で過去経緯から古い話はそちらでどんと大きく借りてというような予算編成になっておったと思うんですけれども、今は本当に100万円単位からそれぞれいわゆる普通債計上されているというようなことで、それの有利性といいますか、何かそこに財政的なうまみがあるのかどうなのかということも含めてお尋ねしておるんですけれども。

○議長（富田栄次君）　総務課長　藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君）　今言われるように、ちょっと比較検討したことがそこまで詳しいところまでちょっと分かりませんけれども、臨時財政対策債は減収補填の分を国から措置していただけるということで多めに組んだ中でやっているんですけれども、今回の減額につきましても交付税のほうが増えましたので、これと一緒に一律のものと考えておりますので、増えたらこちらでちょっと減らせてもらったということなんですけれども、今言われるように、普通債のほうで比較検討したほうがいいということももしかしたらあるかも分かりませんし、臨時財政対策債におきましては国のほうからどうですかというようなことで、うちがいいですわということもなかなか言えないときもあったもんでこういうような措置をさせていただいておりますけれども、今若山議員が言われるようなこともありますので、ちょっとまた検討させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君）　よろしいですか。

○４番（若山隆史君）　はい。

○議長（富田栄次君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号　令和４年度垂井町一般会計補正予算（第10号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後２時33分　休憩

午後２時45分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

日程第５　議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（富田栄次君）　日程第５、議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ116万8,000円を追加し、予算総額を28億2,433万6,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金におきまして、特定健康診査等負担金などの過年度国・県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、国民健康保険税繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部にわたりましては、住民課長に補足説明をさせますので、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　住民課長　岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君）　ただいま上程されました議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書第１条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億2,433万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書７ページ、歳出から説明させていただきます。

款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で116万8,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和３年度の国民健康保険特定健康診査に関する特別交付金、保険者努力支援交付金がそれぞれ確定したことに伴いまして、既交付金が超過となりましたので、返還するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

５ページをお願いいたします。

款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般保険者国民健康保険税につきまして、節１医療給付費分現年課税分で1,700万円の減額補正を、節３介護納付金分現年課税分で300万円の増額補正を、節５後期高齢者支援金分現年課税分で2,200万円の減額補正をお願いするものでございます。それぞれ実際の確定した賦課額を反映し、変更を行うものでございます。

続きまして、款９繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１保険基盤安定繰入金で2,347万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。保険税の軽減分を補填する制度で、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございま

す。

節５財政安定化支援金事業繰入金については、県より繰入れ基準額の決定を受け、1,003万6,000円の増額を、節６その他一般会計繰入金は、福祉医療制度による医療費の波及の増加する分に対する繰入金で55万1,000円分の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。

款10繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金で83万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項１延滞金、加算金及び過料、目１延滞金、節１一般被保険者延滞金で227万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者延滞金について、予算額を上回る見込みとなったため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第22号　令和４年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６　議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）

○議長（富田栄次君）　日程第６、議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ6,208万1,000円を追加し、予算総額を１億2,422万8,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、令和５年４月から簡易水道事業を水道事業会計へ統合するため、垂井町簡易水道設備基金条例を廃止しましたことから、基金に属する現金を垂井町簡易水道特別会計へ繰り入れるため歳入の繰入金を増額し、収支の均衡を図るため歳出の予備費を増額するものでございます。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　上下水道課長　藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君）　ただいま上程されました議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和５年４月から簡易水道事業を水道事業会計へ統合するため、垂井町簡易水道設備基金条例を廃止しましたことから、基金に属する現金を垂井町簡易水道特別会計へ繰り入れるため、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第１条でございます。

歳入歳出それぞれ6,208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,422万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書５ページ、歳入から説明をさせていただきます。

款４繰入金、項２基金繰入金、目１簡易水道設備基金繰入金、節１簡易水道設備基金繰入金におきましては、垂井町簡易水道設備基金条例廃止に伴い、基金に属する現金を繰り入れるため、6,208万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、６ページ、歳出を説明させていただきます。

款４予備費、項１予備費、目１予備費、節28予備費におきましては、収支の均衡を図るため6,208万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号　令和４年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第４号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７　議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（富田栄次君）　日程第７、議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ3,157万4,000円を減額し、予算総額を14億6,292万6,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道費では下水道建設事業に係ります経費の減額、受益者負担金一括納付報奨金に係ります報償費の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

公債費では、県支出金の交付に伴う財源更正を行いました。なお、財源につきましては県支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、繰越明許費につきましては、浄化センター水処理施設増設事業に係ります経費を令和５年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

また、地方債の補正につきましては限度額の変更をお願いするものであります。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　上下水道課長　藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君）　ただいま上程されました議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして歳入歳出の補正をお願いするものでございます。また、浄化センター水処理施設増設事業に係ります予算の繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第１条でございます。

歳入歳出それぞれ3,157万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,292万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書９ページを御覧ください。

款１公共下水道費、項１公共下水道費、目１下水道建設費におきましては、全体計画・事業計画変更資料作成業務において、業務内容の見直しにより不用額が生じる見込みとなりましたので、また浄化センター水処理施設増設工事委託に関する協定の変更により、日本下水道事業団との協定額が確定し、不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料合わせて1,000万円の減額、下水道整備工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費500万円の減額、下水道面整備工事に伴う上水道施設の支障移転補償費が少なく済んだことにより、補償、補填及び賠償金1,400万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目２施設管理費におきましては、受益者負担金一括納付の割合が見込みより多かったため、報奨金に不足が生じる見込みとなりましたので、報償費14万4,000円の増額、公共下水道施設及び設備の更新計画策定を行うストックマネジメント基本計画策定業務において、予定より低い金額で契約を締結することができたことから、委託料150万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、目３浄化センター費におきましては、職員の異動等に伴いまして、給料121万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページの款３公債費、項１公債費、目１元金におきましては、下水道費県補助金の額の確定によりまして、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

７ページを御覧ください。

款４県支出金、項１県補助金、目１下水道費県補助金、節１下水道費補助金におきましては、特定基盤整備推進交付金の額の確定に伴いまして244万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款６繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金におきましては、公共下水道事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入金2,513万円の減額補正をお願いし、精算をさせていただくものでございます。

次に、款７繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１前年度繰越金におきましては、繰越額の確定により889万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款８諸収入、項２雑入、目１雑入、節１雑入におきましては、令和３年分消費税が確定し還付となりましたので、雑入において受入れしたため231万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、８ページの款９町債、項１町債、目１下水道債、節１下水道事業債におきましては、起債対象事業費の確定によりまして2,010万円の減額補正をお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第２条、繰越明許費でございます。

第２表、３ページを御覧ください。

款１公共下水道費、項１公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業でございますが、令和２年７月より今年度までの３か年の工事委託について、日本下水道事業団と協定を締結し事業を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により施工業者決定に大幅な遅れが生じたことに加え、基礎ぐいの長さ見直しなどに不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めないことから、３億5,700万円を令和５年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

再度表紙に戻っていただきまして、第３条では、地方債の借入限度額を変更させていただくものでございます。

４ページを御覧ください。

第３表において、地方債の限度額を３億7,210万円としておりましたが、事業費の確定によりまして2,010万円の減額補正をお願いし、３億5,200万円とするものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして、11ページから12ページまでは給与費明細書、13ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号　令和４年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（富田栄次君）　日程第８、議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長　早野博文君。

〔町長　早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君）　議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ150万円を追加し、予算総額を28億6,614万1,000円とするものであります。

補正いたします主なものは、保険給付費では居宅介護住宅改修費負担金などに係ります負担金、補助及び交付金の増額、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部にわたりましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　健康福祉課長　酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君）　ただいま上程されました議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険給付費におきまして、予算額に対し過不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額及び減額をお願いするものでございます。

議案書の第１条でございます。

歳入歳出予算の総額に150万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6,614万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書７ページを御覧ください。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目５居宅介護住宅改修費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金でございます。こちらは、要介護者が自宅の浴室やトイレなどの改修、また手すりを設置した際に給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから70万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目６居宅介護サービス計画給付費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金でございます。こちらは、要介護者が介護サービスを利用する際に必要となるケアプランの作成や適切なサービス提供に向けた調整など、居宅介護支援事業者が行う居宅介護支援に対し給付されるもので、予算額に不足が見込まれることから1,580万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金でございます。こちらは所得や資産が少

ない要介護者が施設サービスを利用する際の居住費や食費の自己負担分について、限度額を超えた分に対し給付されるもので、不用額が生じる見込みとなりましたので、1,500万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

５ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして計上しております。

款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。こちらは、国の負担分、給付費の居宅分20％と施設分15％相当分として105万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項２国庫補助金、目１調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。こちらは、市町村の保険料基準額の格差調整をするため交付されるもので、給付費の３％相当分として４万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款５支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。こちらは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第２号被保険者の保険料に当たり、給付費の27％相当分として40万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款６県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。こちらは、県の負担分、給付費の居宅分12.5％と施設分17.5％相当分として56万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款９繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。こちらは、町の負担分、給付費の12.5％相当分として18万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項１繰越金、目１繰越金の前年度繰越金でございます。歳入歳出予算の均衡を図るため、37万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号　令和４年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後３時14分　散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

垂井町議会議長　　　富　　田　　栄　　次

会議録署名議員　　　乾　　　　　　　　豊

会議録署名議員　　　藤　　墳　　　　　理